

南島原市

子ども福祉医療費助成制度に係る現物給付拡大について

1 拡大内容

【太枠部分が今回の拡大分】

	乳幼児福祉医療	小中学生福祉医療
対象	南島原市に住民登録があり、健康保険に加入している未就学児	南島原市に住民登録があり、健康保険に加入している中学生までの児童
診療区分	入院・通院（外来）・調剤	乳幼児と同じ
助成内容	1か月ごと病院ごとに、入院・通院とも、1日800円、2日以上1,600円の自己負担を超える分を助成。院外処方の調剤薬局分は無料。	乳幼児と同じ
支給方法	現物給付 ※県外受診分は償還払い	償還払いから 現物給付に変更 ※南島原市、島原市、雲仙市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長与町、時津町以外受診分は償還払い
公費負担者番号	80420144	80420144
受給者証	黄色 ※公費負担者番号、7桁の受給者番号が記載されたもの	緑→黄色 ※公費負担者番号の記載がないものは現物給付に対応していません。 (高校生（青色）、ひとり親の親（黄色）は償還払いです)

2 医療機関等における取扱について

・受給者証の確認

現物給付を行うには、南島原市が発行する現物給付用の受給者証（黄色）が必要です。受給者証の左上に「**現物**」の文字があることをご確認ください。

受診の都度、受給者証の提示を求めご確認ください。なお、受診者の住所に変更がないかのご確認も併せてお願いいたします。

3 拡大開始時期

令和5年10月1日から